

公益財団法人 京都市男女共同参画推進協会

役員または評議員の報酬及び費用に関する規程

(目的及び意義)

第1条 この規程は、公益財団法人京都市男女共同参画推進協会（以下「この法人」という。）定款第16条第3項及び第33条第3項の規定にもとづき、役員または評議員の報酬等及び費用に関し必要な事項を定めることを目的とし、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律並びに公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（以下「認定法」という。）の規定が要請する、妥当性と透明性の確保を図るものとする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 常勤役員とは、評議員会で選任された理事のうち、この法人を主たる勤務場所とする者をいう。
- (3) 非常勤役員とは、役員のうち、常勤役員以外の者をいう。
- (4) 評議員とは、定款第13条にもとづき置かれる者をいう。
- (5) 報酬等とは、認定法第5条第13項で定める報酬、賞与その他その名称のいかんを問わず職務遂行の対価として受ける財産上の利益をいい、費用と明確に区分されるものとする。
- (6) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、通勤手当、旅費（宿泊費を含む。）及び手数料等の経費をいい、報酬等と明確に区分されるものとする。

(報酬等の支給)

第3条 この法人は、常勤役員及び非常勤役員に職務執行の対価として報酬を支給することができる。

- 2 常勤役員の報酬は、月額とする。
- 3 非常勤役員のうち理事長である代表理事の報酬は、月額とする。その他の非常勤役員に対しては、理事会出席等、必要の都度、定額を支払うものとする。
- 4 常勤役員には、役員賞与を支給することができる。

- 5 常勤役員の退職に当たって退職手当は支給しないものとする。
- 6 評議員には、定款第16条に定める金額の範囲内で、報酬を支給することができる。

(定例報酬の額の決定)

- 第4条 この法人の常勤役員の報酬月額及び賞与の額は、別表1「常勤役員の報酬年額」のうちから、理事長が理事会の決議を経て、定めるものとする。
- 2 非常勤役員のうち理事長である代表理事の報酬は、別表2「非常勤役員の報酬」のうちから、理事長が理事会の決議を経て、定めるものとする。
 - 3 理事長を除く非常勤役員に対する報酬は、別表2「非常勤役員の報酬」に定める定額とする。
 - 4 各評議員の報酬は、定款第16条に定める金額の範囲内において別表3に基づき支払うものとする。

(報酬の支給日)

- 第5条 常勤役員及び代表理事の報酬は、月額とし、毎月定まった日に支払うものとする。また、常勤役員の賞与は、年2回定まった日に支払うものとする。
- 2 代表理事以外の非常勤役員の報酬は、理事会出席等の都度支払うものとする。
 - 3 評議員の報酬は、評議員会出席等の都度支払うものとする。

(報酬等の支給方法)

- 第6条 報酬等は通貨をもって本人に支払う。ただし、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。
- 2 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額及び本人から申出のあった立替金、積立金等を控除して支払うものとする。

(通勤手当)

- 第7条 常勤役員には、通勤に要する交通費として通勤手当を支払い、その計算方法は、公益財団法人京都市男女共同参画推進協会 給与規程に準ずる。

(公表)

- 第8条 この法人は、認定法第20条第1項に定める報酬等の支給の基準として、この規程を公表するものとする。

(改 廃)

第 9 条 この規程の改廃は、評議員会の議決により行うものとする。

(補 則)

第 10 条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の承認を得て、別に定めるものとする。

別表 1 (第 4 条関係) 常勤役員報酬年額

- ・常勤役員報酬額は、年額 350 万円までの範囲内
- ・常勤役員賞与額は、年額 150 万円までの範囲内

別表 2 (第 4 条関係) 非常勤役員報酬

- ・理事長である代表理事 年間総額 150 万円までの範囲内
- ・その他の理事及び監事 会議出席の都度 5,000 円 (源泉所得税控除後)

別表 3 (第 4 条関係) 評議員報酬

- ・会議出席の都度 5,000 円 (源泉所得税控除後)

附 則

(実施日)

この規程は、一般社団法人及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律 (以下、整備法という。) 第 106 条第 1 項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する

平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

改正後の規則は、平成 23 年 6 月 14 日から施行する。

(第 1 条～第 6 条、第 8 条、別表 1、別表 2、別表 3)